収容動物飼養管理ガイドラインへのご意見に対する対応Q&A

【飼養管理に関すること】

Q１．　動物福祉とは何ですか？

A.　動物福祉とは、動物の状態を指します。また、動物福祉の向上とは、その種の特性及び習性を踏まえ、健康及び安全を保持し、不必要な苦痛を取り除き、動物が肉体的にも精神的にも満たされること、すなわち動物の生活の質を向上させることを言います。

Q２．　動物福祉に配慮した飼養管理とはどのようなものですか？

A.　県の収容動物は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、栄養、環境、健康、行動及び精神状態の５つの領域を考慮して適切に管理します。動物が心身ともに健康で快適な生活を送れるよう、専門的な知識を持つ職員が定期的に心身の状態の評価を行い個々に必要なケアを行います。ガイドラインでより細かな飼養管理方法を取り決め、動物の反応や実施出来ているかの評価を行いながら常に改善を図ることとしています。職員研修によるスキルアップも行う他、法令遵守を徹底し、社会情勢や法改正に応じてガイドラインの見直し・改善も行います。

Q３：もし収容された動物が治療が難しい病気や怪我を負っているときはどうなりますか？

A.　治癒の見込みがない場合や、動物の福祉が著しく損なわれていると獣医師を含む複数の県職員等が判断した場合には、苦痛を最小限に抑える安楽死処置を検討します。この判断は県の獣医師や関係職員による複数人のカンファレンスを経て慎重に行われ、動愛法や関連指針に則って人道的に執り行います。

Q４．　収容動物の飼養管理や動物福祉について、第三者の評価を受けることはありますか？

A.　関連法令や専門家の意見を取り入れつつ、施設運営の適正さについて必要に応じて第三者の意見や評価を受けることもあります。獣医師会等から様式１による評価は定期的に受ける予定です。これにより、常に飼養管理方法の改善に努めております。

【譲渡に関すること】

Q５．　収容された動物は譲渡されるのでしょうか？

A.　はい。収容動物の譲渡は「高知県犬及び猫の譲渡実施要領」に従って適切に行われています。動物の譲渡適性や健康状態、行動状態を評価したうえで譲渡可能と判断されれば、飼い主として責任を持って世話していただける方に譲渡しています。譲渡適性が低い場合でもその適性向上に努め、譲渡を促進します。

ただし、攻撃性が高く、世話を受け入れられずに動物福祉が著しく損なわれていたり、感染症で譲渡が困難なケースもあります。

【安楽死処置について】

Q６．　なぜ殺処分（犬・成猫）を再開するのですか。

A.　これまでも安楽死処置対象となりうる犬･猫はいましたが、治癒の見込みがない動物や攻撃性の高い動物であっても愛護団体等に譲渡を受けていただいたり、収容限界を超えて飼養管理を継続することで、安楽死処置を回避していました。

しかしながら、過密飼養によるストレスから、収容犬同士のケンカによる怪我や死亡事故が発生したり、人に対する攻撃性が高まるケースもあります。攻撃性改善に向けた取り組みは行っていますが家庭とは異なる環境において奏功しないこともあります。また、攻撃性の高い犬は散歩をさせることが出来なかったり、治癒の見込みがない病気や負傷で家庭動物と同程度の加療が行えないケースでは動物の福祉が明らかに低下している状態となります。攻撃性の高さや疾患が要因で譲渡に繋がらないことも多いです。高知県としては、(Ｈ２８年度以前のように）一律的に安楽死処置を実施するものではなく、飼育職員の安全確保と動物福祉の観点から限定的に行うという判断に至りました。県としても苦渋の決断であることをご理解ください。

Q７．　どんな動物が安楽死処置する対象となるのですか。

A.　治癒の見込みのない病気や攻撃性の高い動物を対象としています。病気等により苦痛が大きいときや、攻撃性が高く日常の給餌、給水、清掃、散歩などの基本的な飼養管理が安全に行えない程度だと判断したものが対象ですが、収容直後で応急処置の効果や攻撃性が継続するかどうかの経過観察が行えると判断した場合は経過観察を行います。

Q８．　安楽死処置は誰がどのようにして対象を決めるのですか。収容可能頭数を超えただけでも殺処分されますか。

A.　定期的に動物の状態を確認するカンファレンスを獣医師を含む複数の県職員等で行い、高知県収容動物飼養管理ガイドライン別表４に該当するかを検討します。負傷動物がいる場合は、臨時カンファレンスも行う中で複数回の検討を経て対象を決定します。

職員が個人判断するのではなく、獣医師職員を含めて県として判断を行います。

また、緊急的に多頭収容が起こった場合、譲渡等でできる限りの対応を講じてもなお収容可能頭数を大幅に超えたり、深刻な感染症の蔓延が避けられない場合、適切な飼養管理が行き届かず収容動物全体の動物福祉低下を招くため安楽死処置を実施する可能性はあります。

そのような事態を避けるためには、世話をできない頭数を飼わない、繁殖制限を実施する等飼い主の方一人一人が適正飼養を行っていただくことが大切です。また、社会的な孤立や経済的困窮で思いもよらず多頭飼養に陥る事案も起こっており、人の社会問題として多面的に解決を図らなければいけないことも皆様にも知っていただきたいと考えます。

Q９．　どのような方法で安楽死処置を実施するのですか。

A.　カンファレンスで検討した対象動物については獣医師により薬剤を注射で投与し、動物に苦痛を与えない方法をとります。収容頻度が不確定な乳飲み子猫についても体制が整い次第段階的に薬剤投与に切り替える予定です。薬剤は恐怖や痛みを限りなく低減させられるのに妥当なものとなるよう配慮します。

Q10.　安楽死処置対象となった動物の情報は教えてもらえますか。

A.　動物の状態は刻々と変化するため対象となる個体をお知らせすることはいたしません。SNS 等で対象動物の情報が拡散されたり、誤った情報が広まることで業務に支障をきたす可能性があるための対応ですのでご理解くださいますようお願いいたします。ただし、譲渡希望者であってセンター等にて直接動物を現認していただける場合は、動物情報を具体的にお知らせすることは可能です。

皆様にはセンターの HP をご覧頂き、動物たちの様子を見守っていただければと考えます。

Q11.　安楽死処置対象になった動物は譲渡できないのですか。

A.　公衆衛生上問題となる人獣共通感染症である場合や攻撃性の高さから周囲への安全が担保できないケースの譲渡は行いません。ただし、重症であっても人獣共通感染症の懸念がない動物の看取りを目的とした譲渡を希望されるケースや、Q８の

カンファレンス対象とはなったものの経過観察が可能と判定できた場合は安楽死対象とはせず、条件付きにはなりますが譲渡を行うことはできます。

Q12. 税金を使っているのだから予算を増やせばよいのではないですか。飼養施設を増やすべきではないですか。

A. 予算確保は重要ですが、行政は限られた財源の中で運営しております。
飼養場所を増やしても動物福祉の低下した個体を飼養し続けることは動物の苦痛を長引かせてしまうリスクもあります。公的施設として、限られた財源と人員の中で持続可能な運営体制を維持することも、多くの命を守るために必要な責務です。また、そもそも保護動物を生み出さない社会作りの推進を図ることで根本的な課題解決をしていきます。

Q13. どんな命でも大切です。１頭も殺すべきではない。

A. 県としてできるかぎり譲渡に繋げるために経過観察ができる個体は様子を見たり、専門家に意見をもらうなど譲渡の努力は続けます。しかしながら、攻撃性の高さから十分なケアが受けられない、また治癒の見込みがなく苦痛が継続する個体であって譲渡希望もない場合は、動物福祉の観点で安楽死処置が必要であることもご理解いただきたいと考えます。
また、収容される動物がいなくなる社会づくりの取り組みを行うことで根本的な解決をしていきたいと考えておりますのでご協力をお願いいたします。

Q14.安楽死処置対象になった理由は教えてもらえますか。

A. 口頭でのお伝えは誤解を招く可能性がありますので、すべて公文書開示請求による対応を行います。
請求方法は県 HP （https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026031600185/）をご覧頂くか、または法務文書課へお問合せください。
法務文書課 HP https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2020081100145/
法務文書課電話 088-823-9156

Q15. 安楽死処置は、殺処分ゼロの理念に反するのではないですか。

A. 殺処分ゼロを目指すことは重要な目標です。しかしながら、動物に著しい苦痛が継続する場合にそれを長期化させることは、動物福祉の理念に反する可能性があります。そもそも収容されない社会となるよう動物愛護行政を推進し、結果として殺処分がゼロとなることを目標とします。